

議第126号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「1月1日」を「火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

文化会館の休館日を変更する必要があるので提案する。